政令第三百六十五号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十八条第一項、第百一条、第百十五条第二項（同法第百十五条の二第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）及び第百六十条の二、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第七十三条第一項及び第八十三条第二項（同法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十条の二第二項（同法第六十条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（これらの規定を私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十二条第一項第四号及び第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第二項（同法第六十二条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の二第二項において準用する同法第五十一条第二項及び同法第六十一条の二第二項において準用する同法第六十一条第二項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第五十一条の二第二項において準用する同法第五十一条第二項、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十六条第二項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十七条第一項第二号及び第八十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「三十九万円」を「四十万四千円」に改める。

第四十一条第六項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第七項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、「であって」の下に「、当該疾病にかかることにより」を加え、「ものについて、その治療方法に関する研究に資することを目的としてその」を「こととなるものの当該」に改める。

第四十二条第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「五十三万円」を「八十三万円」に、「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号ただし書中「八万三千四百円」を「十四万百円」に改め、同項第三号中「第四十三条の三第一項第三号」を「第四十三条の三第一項第五号」に、「前号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　療養のあった月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者　十六万七千四百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千円とする。

四　療養のあった月の標準報酬月額が二十八万円未満の被保険者又はその被扶養者（次号に掲げる者を除く。）　五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

第四十二条第二項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「七万五千円」を「十二万六千三百円」に、「二十五万円」を「四十二万千円」に改め、同号ただし書中「四万千七百円」を「七万五十円」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　前項第三号に規定する被保険者　八万三千七百円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。

四　前項第四号に規定する被保険者　二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。

第四十二条第七項第一号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号イ中「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に改め、同号イただし書中「特定疾患給付対象療養（」を「特定疾病給付対象療養に係る療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同号ロ中「十五万円（」を「二十五万二千六百円（」に、「七万五千円」を「十二万六千三百円」に、「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に、「二十五万円」を「四十二万千円」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に、「八万三千四百円」を「十四万百円」に、「四万千七百円」を「七万五十円」に改め、同号ハ中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同号ハただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　第一項第三号に掲げる者　十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、八万三千七百円）と、前条第一項第一号イからヘまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、四万六千五百円）とする。

ニ　第一項第四号に掲げる者　五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万八千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万二千二百円）とする。

第四十二条第七項第二号中「特定疾患給付対象療養であって」を「特定疾病給付対象療養であって」に改め、同号ロ中「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同項第三号中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第九項第二号中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第四十三条第一項第一号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号ロ中「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号ロただし書中「八万三千四百円」を「十四万百円」に改め、同号ハ中「前条第一項第三号」を「前条第一項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。